

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

- ・グリーン公社債投信 1 月号
 - ・グリーン公社債投信 2 月号
 - ・グリーン公社債投信 3 月号
 - ・グリーン公社債投信 4 月号
 - ・グリーン公社債投信 5 月号
 - ・グリーン公社債投信 6 月号
 - ・グリーン公社債投信 7 月号
 - ・グリーン公社債投信 8 月号
 - ・グリーン公社債投信 9 月号
 - ・グリーン公社債投信 10 月号
 - ・グリーン公社債投信 11 月号
 - ・グリーン公社債投信 12 月号
- （以下、それぞれを「各ファンド」といいます。）

2. 信託終了（繰上償還）の理由

各ファンドは昭和 52～53 年に設定し、主として公社債 B 号マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）への投資を通じてまたは直接わが国の公社債に投資を行い、安定した収益の確保を目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、わが国の金融緩和策などを背景に、国内債券市場において低水準の利回りが続いていることにより、利息等安定収益の確保というマザーファンドの運用方針に則った運用の継続が困難になっております。特に日本銀行によるマイナス金利政策の導入以降、各ファンドの分配利回りは著しく低い水準に低下しており、今後も大きく改善されることが見込みづらい状況となっております。このような状況に鑑み、弊社といたしましてはこのまま運用を継続するよりも、各ファンドを繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

3. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 平成 30 年 10 月 23 日
- ・異議申立期間 : 平成 30 年 10 月 23 日～平成 30 年 12 月 3 日
- ・繰上償還の可否判断日 : 平成 30 年 12 月 4 日
- ・買取請求期間 : 平成 30 年 12 月 13 日～平成 31 年 1 月 4 日
- ・繰上償還日（予定） : 平成 31 年 1 月 21 日

4. 異議申立て手続きについて

平成 30 年 10 月 23 日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成 30 年 10 月 23 日から平成 30 年 12 月 3 日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成 30 年 10 月 23 日時点

の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成31年1月21日をもって各ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受理した日の基準価額から、換金時手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額を控除した価額）で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成30年10月23日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社